

第2部 関東食料・農業・農村の動向

4 都市と農村の共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化

(1) 都市農業の振興

① 生産緑地の現状

管内の生産緑地指定面積は8,504ha

都市農業は、都市住民へ新鮮な農産物を安定供給するという農業本来の役割に加え、都市環境保全のための緑地空間、災害に対する防災機能等、多様な役割を發揮することが期待されている。

生産緑地法に基づく生産緑地地区は、市街化区域内で農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、一定要件の農地等を市町村が指定し計画的に保全する都市計画の制度である。

平成19年3月31日時点の管内の生産緑地地区の指定面積は8,504haであり、前年とほぼ同じとなっている（表Ⅲ-4-1）。

都県別に見ると、静岡県が前年に比べ73ha増加している。これは静岡市が17年4月1日より政令指定都市へ移行したことにより、従前の農地課税の基準の適用を受けて営農を継続するために生産緑地の指定地区が多くなったためと推測される。その他の都県では、茨城県が微増の他は、横ばいか減少している。

表Ⅲ-4-1 生産緑地地区の指定面積

(単位：ha)

都 県 名	市街化区域 内農地面積 (H19.1.1時点)	生産緑地地区 (H18.3.31時点)		生産緑地地区 (H19.3.31時点)		増減 (H18→H19)	
		地区数	面 積	地区数	面 積	地区数	面 積
茨 城 県	48,005.6	366	82.1	386	87.1	20	5.0
栃 木 県	34,027.4	-	-	-	-	-	-
群 馬 県	25,291.4	-	-	-	-	-	-
埼 玉 県	41,515.1	7,138	1,845.9	7,092	1,823.3	▲ 46	▲ 22.6
千 葉 県	25,965.6	4,549	1,297.7	4,530	1,305.8	▲ 19	8.1
東 京 都	13,270.9	12,382	3,704.2	12,312	3,654.4	▲ 70	▲ 49.8
神 奈 川 県	20,606.2	9,700	1,525.8	9,621	1,514.1	▲ 79	▲ 11.7
山 梨 県	6,348.0	-	-	-	-	-	-
長 野 県	11,890.7	3	2.3	5	2.3	2	0.0
静 岡 県	34,522.6	333	44.2	912	116.8	579	72.6
管 内	261,443.5	34,471	8,502.2	34,858	8,503.8	387	1.6
全 国	781,507.8	64,709	14,661.2	64,888	14,584.0	179	▲ 77.2

資料：市街化区域内農地面積

「平成19年度 固定資産の価格等の概要調書」（総務省）

生産緑地地区の地区数及び面積

「平成18年、平成19年都市計画年報」（国土交通省 都市・地域整備局）

② 都市農業への支援

農業の多面的な役割の発揮、都市住民に理解される農業を推進

都市農業は大消費地に近い地域特性を活かし、都市住民の需要に即した新鮮な農産物の供給のほか、農業体験の場の提供や災害に備えた避難場所の提供などの多面的な役割を果たしており、都市住民の期待も高まっている。

都市農業の振興を目的に12年度に創設された「都市農業支援事業」（17年度からは「元気な地域づくり交付金」）は、19年度から「広域連携共生・対流等対策交付金」に組み替えられた。

当事業は、都市住民と農業・農業者とのふれあい・交流や持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、直売所等の条件整備を行うもので、19年度は農山漁村活性化プロジェクト交付金の継続地区である東京都の2地区で実施した。

事例：東京都足立区における簡易な基盤整備

足立区六木・平野・青井六丁目地区は、区の北東部に位置し、農地は散在しながらも地域の貴重な資源として残っており、コマツナやエダマメ、ワケネギを生産している農家が多い地域である。

同地域では、近年、野菜部門から花き部門へ転換し品目・品種転換や大型施設を導入するなど積極的な経営がみられる。また、小学校や保育園、住区センターとの体験学習も行われ、地域と協働した農業の展開が期待されている。

このような農家の取組や持続的で活力と魅力ある都市農業を展開していくため、「広域連携共生・対流等対策交付金」により、耕土改良や排水施設の整備を行って生産性の向上を図るとともに、災害時には周辺住民へ生活用水等を供給することができる防災兼用井戸を設置した。



防災兼用井戸



排水施設整備

【事例発表】

◆「グリーン・ツーリズムにおける2つのパートナーシップ」

ちはらひろあき

茅原裕昭氏（財団法人都市農山漁村交流活性化機構 地域活性化部長）

本機構では、企画運営力のある鉄道事業者の協力のもと、19年12月に静岡県「大井川鐵道」沿線において、「ゆっくりのんびり各駅停車の旅 五感で楽しむグリーン・ツーリズム事業」を実施した。ツアーでは、世田谷区民がSLで沿線巡りをしながら、地域の主婦の調理による郷土料理を楽しみつつ主婦と交歓する、井戸端会議ならぬ「駅前会議」や、お茶教室等を催した。また、20年2月に板橋区の商店街において、都市住民のニーズ把握を目的に、同沿線住民が参加して「SLでつなぐお茶物語」のテーマでイベント型ワークショップを開催した。



大井川鐵道「田野口駅」での交歓

本取組は、あって当たり前と思って意識しなかった地域資源（郷土料理、自然）を、都市住民が望んでいることに沿線住民が気付く機会となった。本取組により、「都市と農山漁村」、「農山漁村地域内」それぞれでパートナーシップの形成を図り、地域発のビジネスが育つことを本機構では期待している。



板橋区商店街でのお茶のPR

◆「地域住民みんなが参画するむらづくり」

つついよしとみ

筒井義富氏（茨城県つくば市：特定非営利活動法人TEAM・田援 代表理事）

本職が勤務していた（独）農業工学研究所では、少子高齢化が進み地域再生が死活問題となっている高知県の町「寺野集落」において、集落の子どもから高齢者、域外有志が参加して、地域資源・歴史を見直し再生を考えるワークショップを開催した。

ワークショップでは、徒歩・聞き取りによる地域資源の点検、資源の図面化による情報共有や、「中高年・子



地域資源の点検作業



活動成果の発表会

ども・よそ者」等にチーム分けして、「いきいき寺野」を目指す行動計画の策定作業と発表会を行った。

発表では、「おじんチーム」が行政依存で実行が後伸ばしになった計画内容になったのに対し、「子どもチーム」は、自分達ですぐできることから実行する内容になっており、集落を担う次の世代の子ども達に大人が学ぶ機会をもたらしている。遊び感覚で楽しく行うワークショップは、地域再生について集落住民の「納得解」を見出す場となっており、その成果は、集落民全員の顔写真入りの報告書に結実した。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

◆「農林漁家民宿の取組」

いとうかずみ

伊東和美氏（長野県大鹿村：「山村体験館 たかやす」経営）

南アルプス登山口となっている大鹿村に所在する山村体験館「たかやす」には、緑と谷川の流れとおいしい空気以外は何もない。気の利いた料理は出せないが、畑でとれたばかりの野菜と清流の魚と地酒を宿泊客に提供している。特に体験メニューがあるわけでもないが、ここには心安らぐ何かがある。接客をマニュアル化したものもない、身の丈にあった民宿経営を行っている。

山口かおる氏（山梨県道志村：「民宿 きたのせど 北の勢堂」経営）

民宿「北の勢堂」は、横浜市の水源地である山梨県道志村に所在し、建物は築160数年の囲炉裏を備えた古民家である。大人には故郷に、子ども達にはおじいちゃんおばあちゃんの家に戻ってきたような懐かしさを感じていただき、また、古民家には時計を置かず、いつも時間に追われて生活をしている都会のお客様に時を忘れゆったりと過ごしていただく、そんなおもてなしの心で経営している。



【パネルディスカッション】

テーマ：「都市と農山漁村の交流を担うひとづくり」

◆コーディネーター：井原満明氏

◆パネリスト：齋藤章一氏、筒井義富氏、伊東和美氏、山口かおる氏

「地域のことを考えるワークショップを開催するときは、その地域に長年居住している男性に加え、地域のことを日常生活レベルで熟知している子どもをもった若い女性の参加を促すべきだ。」「交流事業を実施する場合、受け入れ側が無理をしない方が何回も気楽に参加できる雰囲気づくりができる。」「グリーン・ツーリズムの無限の可能性を引き出すためには、「まち」と「むら」との共同作業以外ない。」など、活発な意見交換が行われた。



イ 都市と農山漁村の共生・対流に関する情報の発信

関東農政局のホームページに、「都市と農山漁村の共生・対流」サイトを開設し、都市住民のニーズに即したふるさと情報や農林漁業体験情報を提供している。

8月には「関東農政局消費者の部屋」（さいたま新都心合同庁舎1号館、インフォメーションセンター内「関東農政局常設ブース」内）において、グリーン・ツーリズム関係のパネル展示やパンフレットの無料配布を行った。

ウ 関東管内県におけるグリーン・ツーリズムの推進体制について

関東管内の各県では、県、農林漁業関係者、農林漁業体験民宿経営者、観光産業関係者等からなる推進組織を設置し、グリーン・ツーリズムの普及・推進に努めている（表Ⅲ-4-2）。

表Ⅲ-4-2 管内県におけるグリーン・ツーリズムの推進体制

県名	名称	設置年月	構成員
茨城県	茨城県都市農村交流推進協議会	平成18. 2月	市町村、県観光協会、農業団体 農業者、学識経験者等
栃木県	栃木県都市農村交流推進協議会	平成12. 7月	農林業団体、旅行業者、観光団体 市町村、県関係機関
群馬県	群馬県グリーン・ツーリズム 連絡協議会	平成16. 9月	県及び関係市町村
	ぐんまグリーン・ツーリズム サポーター連絡会	平成16. 6月	ぐんまグリーン・ツーリズム推進 サポーター等
埼玉県	魅力ある農業・農山村づくり 検討委員会	平成15. 10月	学識経験者、消費者等
千葉県	地域グリーン・ブルーツーリズ ム推進協議会（6地域）	平成15. 5月	生産者団体、NPO、観光協会 市町村、県関係機関等
	千葉県グリーン・ブルーツーリ ズムモデル地域サポートチーム	平成15. 2月	学識経験者、観光関係者、企業 NPO
	千葉県都市農山漁村交流拠点 施設連絡会	平成15. 7月	都市農山漁村交流拠点施設の代表者
山梨県	富士の国やまなし農村休暇邑 協会	平成16. 7月	県、市町村、商工関係団体 NPO等
長野県	長野県グリーン・ツーリズム 協議会	平成11. 10月	関係市町村、農業団体、観光協会 県関係機関
静岡県	静岡県グリーン・ツーリズム 協会	平成15. 3月	交流施設等運営者、市町村 農業団体等

② 都市と農山漁村の共生・対流関連事業

ア 農山漁村活性化プロジェクト交付金

農林水産省では、「農山漁村活性化プロジェクト交付金」により、農山漁村地域における茅葺き農家や谷津田等の多様な地域資源を活用した魅力ある交流拠点・体験交流空間の施設整備への支援を行っている。19年度は、関東農政局管内では、12市町において同交付金による事業を実施した（表Ⅲ-4-3）。

表Ⅲ-4-3 農山漁村活性化プロジェクト交付金の事業内容

（グリーン・ツーリズムの振興：平成19年度実施地区）

都県名	市町村名	施設・事業名
茨城県	石岡市	廃校・廃屋等改修交流施設
栃木県	足利市	廃校・廃屋等改修交流施設、自然環境保全活用施設
埼玉県	さいたま市	農林漁業体験施設、創意工夫発揮事業、農山漁村活性化施設整備付帯事業
	嵐山町	市民農園
	滑川市	都市農山漁村総合交流促進施設、自然環境保全活用施設
山梨県	山梨市	水辺修景・景観保全施設
	笛吹市	自然環境保全活用施設
長野県	飯田市	市民農園
	佐久市	市民農園、水辺修景・景観保全施設
	飯山市	水辺修景・景観保全施設
	上松町	自然環境保全活用施設
静岡県	三島市	市民農園

第2部 関東食料・農業・農村の動向

イ 広域連携共生・対流等対策交付金（広域連携支援事業（モデル構築））

都市住民が「農」のある暮らしや二地域居住など田舎暮らしに対する願望をもつことが世論調査等で明らかになっている。これら都市住民のニーズを実現し、都市と農村の共生・対流を一層推進するためには、農村部主体の取組だけではなく、都市と農村が連携して共通の目標を達成するための協働が必要となる。この協働の実現のためには、都市住民への情報提供とともに、一部のNPOや自治体などで行われている、都市と農村の共生・対流の取組を全国的に拡大していくことが有効と考えられる。

そこで、関東農政局では、都市と農村が都道府県域を越えた広域で連携して共生・対流を推進する先導的な取組について、公募方式で国が直接採択して総合的に支援する「広域連携共生・対流等対策交付金」による事業を行っている。本事業は、大学と地域住民が連携した地域住民の意識改革・取組意欲の向上等のプログラム作成、ワークショップの開催などによる農村における交流人材の育成、商店街の空き店舗を活用した農村情報の発信、特産物の展示販売等による都市商店会組織と農村の連携による交流モデルの構築などの広域連携プロジェクトを支援し、自立的・継続的なビジネスモデルとして全国に普及することを目的としている。

19年度は、管内では、5事業実施主体において同交付金による事業を実施した（表Ⅲ-4-4）。

表Ⅲ-4-4 広域連携共生・対流等対策交付金（平成19年度実施内容）

プロジェクト名	事業実施主体
事業内容	
ゆっくりのんびり各駅停車の旅 ～五感で楽しむグリーン・ツーリズム	「ゆっくりのんびりGTの旅」 モデル構築実行委員会
大井川鐵道(株)、(財)都市農山漁村交流活性化機構及び(社)日本民営鐵道協會が連携し、地域に根ざした公共機関である地方鐵道が中心となって、域内資源を活用したグリーン・ツーリズムを企画し、地域発の新たな交流ビジネスを創出する仕組みを検討。既存のグリーン・ツーリズムには見られない新たな魅力を付加した都市と農山漁村の交流、共生・対流の促進を図る。	
カーナビを活用したグリーン・ツーリズム情報発信 プロジェクト	カーナビGT協議会
(財)都市農山漁村交流活性化機構、(株)アデオス及び高知県が連携し、農(海)産物直売所、農(漁)家レストラン、農(漁)家民宿、交流施設、観光農園、体験スポットなどのグリーン・ツーリズムデータを整備し、カーナビに必要な緯度経度の位置情報等を取得・付加し、モデル地域で実用実験を行ない成果を検証し、そのうえで全国版データを整備してカーナビ業界へ普及を図る。	
若者と生きる力をともに育む 交流ビジネスモデルの構築	若者と生きる力をともに育む交流 ビジネスモデルの構築推進協議会
自立支援を必要とする若者達を支援するNPO法人ニュースタートと、埼玉県北葛飾郡松伏町で農業を通じてこれらの若者達を支援する沢田農園及び埼玉県飯能市で地場材を使ったハンドメイドカヌーの製作を提案・実践するNPO法人名栗カヌー工房が連携し、自立支援を必要とする若者達へ再スタートの場を提供し、「職」へと繋げたビジネスプランの構築を行う。	

<p>ワークショップを活用した農村部の交流人材育成手法の開発と地元大学と連携した広域的な人材育成基盤システムのモデル構築を行う。</p>	<p>特定非営利活動法人TEAM・田援</p>
<p>NPO法人「TEAM・田援」と高知県・宮崎県の大学と連携し、都市住民の多様なニーズを反映でき、かつ企画・立案等を地域と連携しながら行うことのできる、「受け手」となる農村居住者の受け入れ意識を惹起させる「農村の交流人材の育成手法」のプログラム開発をする。加えて、そうした動きが単に特定集落や地区での受け入れ態勢の動きとして止まらず、全国的な「うねり」に結び付くような、自治体、県の「交流人材の育成基盤システム」のモデル構築を行う。</p>	
<p>アンテナショップを活用した地域活性化と交流の推進</p>	<p>アンテナショップ推進協議会</p>
<p>栃木県茂木町本町と東京都新宿区の早稲田商店街が連携し、アンテナショップを活用することにより、農村部の生産地では農産物や特産品の販路を広げ、大幅な農家所得の向上や雇用の拡大に結び付ける取組を、都市部の消費地では、都市部での安心・安全をテーマにした新たな「まちづくり」に結び付くような取組を行う。また、本アンテナショップは、独立採算制を目指し、物の交流ばかりでなく、消費者と生産者との人の交流も促進することとし、生産者と消費者との信頼関係を築き、農村部への定住を促進する「アンテナショップを活用した地域活性化と交流の推進」を図るためのビジネスモデルを構築する。</p>	

第2部 関東食料・農業・農村の動向

④ 市民農園等の開設状況

市民農園の数と面積は着実に増加

ア 市民農園整備促進法による市民農園の開設状況

管内の19年3月末現在の市民農園整備促進法による市民農園の数は178か所、面積は157万㎡で、数・面積とも全国の4割を占めている（表Ⅲ-4-5）。

開設主体別農園数は地方公共団体79か所、農業者57か所、農協12か所の順であり、地方公共団体による開設が全体の4割を占めている。

都県別の農園数は静岡県34か所、東京都28か所、神奈川県26か所の順であった。農園面積は埼玉県35万㎡、長野県25万㎡、茨城県21万㎡の順であった。

表Ⅲ-4-5 「市民農園整備促進法」に基づく農園の開設状況

都 県 名	平成18年3月末		平成19年3月末											
	合 計		地方公共団体		農業協同組合		農業者		構造改革特区		その他（NPO、企業等）		合 計	
	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)
茨 城 県	9	210,635	8	199,635	1	11,000							9	210,635
栃 木 県	3	34,858	3	34,858									3	34,858
群 馬 県	13	131,619	11	125,593	3	16,811							14	142,404
埼 玉 県	19	335,851	18	315,686	1	20,165	2	15,644					21	351,495
千 葉 県	8	71,858	4	32,678	2	12,324	2	23,326	1	13,330			9	81,658
東 京 都	30	94,439	9	18,302	1	3,136	18	63,110					28	84,548
神 奈 川 県	24	159,754	2	6,217	2	25,485	22	135,399					26	167,101
山 梨 県	12	126,689	11	128,557			1	2,402					12	130,959
長 野 県	22	276,680	19	235,658			2	12,064	1	4,275			22	251,997
静 岡 県	32	115,051	3	21,311	3	13,363	28	83,002					34	117,676
管 内	172	1,557,434	88	1,118,495	13	102,284	75	334,947	2	17,605	0	0	178	1,573,331
全 国	396	4,108,679	194	2,717,663	32	227,668	177	1,195,884	5	35,802	0	0	408	4,177,017

関東農政局調べによる。

イ 特定農地貸付法による農園の開設状況

管内の19年3月末現在の「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（特定農地貸付法）による農園の数は1,473か所で全国の5割を占め、面積は289万㎡で全国の4割を占めている（表Ⅲ-4-6）。

開設主体別農園数は地方公共団体766か所、農協194か所の順であり、地方公共団体による開設が全体の5割を占めている。

また、平成17年9月に施行された改正特定農地貸付法により、地方公共団体、農業協同組合以外の開設主体であるNPO法人等が3か所の市民農園を開設した。

都県別の農園数は東京都418か所、神奈川県351か所、長野県252か所の順であった。農園面積は神奈川県63万㎡、東京都62万㎡、長野県40万㎡の順であった。

表Ⅲ-4-6 「特定農地貸付法」に基づく農園の開設状況

都 県 名	平成18年3月末		平成19年3月末											
	合 計		地方公共団体		農業協同組合		農業者		構造改革特区		その他（NPO、企業等）		合 計	
	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)	農園数	面積(㎡)
茨 城 県	49	215,158	38	179,787	11	43,733					1	1,236	53	236,250
栃 木 県	10	37,493	7	29,162	3	8,331	3	11,494			1	1,060	11	38,553
群 馬 県	55	182,064	35	131,812	19	38,184							54	169,996
埼 玉 県	128	262,232	109	235,703	20	27,389							129	263,092
千 葉 県	64	296,967	52	234,556			5	12,133	8	45,744			65	292,433
東 京 都	426	624,333	405	606,322	10	14,924	3	3,677					418	624,923
神 奈 川 県	308	551,639	241	461,183	46	76,781	38	34,463	25	43,487	1	10,038	351	625,952
山 梨 県	93	149,754	45	94,359	46	45,487	2	2,409	1	8,689			94	150,944
長 野 県	253	405,308	191	295,851	43	83,358	1	373	17	21,536			252	401,118
静 岡 県	44	67,726	40	66,813	6	15,497							46	82,310
管 内	1,430	2,792,674	1,163	2,335,548	204	353,684	52	64,549	51	119,456	3	12,334	1,473	2,885,571
全 国	2,728	6,613,132	2,148	5,333,213	462	888,716	106	209,205	106	356,839	16	46,943	2,838	6,834,916

資料：関東農政局調べ